

6. 綱取放料

◎ 株式会社ナゴヤシップサービス（自 8 時 至 17 時）

（令和 5 年 4 月 1 日改正）

1. 浮標綱取放料（西部木材港浮標の一箇取）

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 19,400	¥ 11,700	¥ 7,700
3,000 "	¥ 26,700	¥ 16,000	¥ 10,700
6,000 "	¥ 40,700	¥ 24,400	¥ 16,300
8,000 "	¥ 47,900	¥ 28,800	¥ 19,100
11,000 "	¥ 54,500	¥ 32,700	¥ 21,800
14,000 "	¥ 71,200	¥ 42,700	¥ 28,500
30,000 "	¥ 85,400	¥ 51,200	¥ 34,200
30,000 屯以上	¥ 92,200	¥ 55,300	¥ 36,200

2. 浮標綱取放料（西部木材港浮標の二箇取）

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 30,500	¥ 18,300	¥ 12,200
3,000 "	¥ 41,800	¥ 25,100	¥ 16,700
6,000 "	¥ 64,100	¥ 38,500	¥ 25,600
8,000 "	¥ 75,800	¥ 45,400	¥ 30,400
11,000 "	¥ 85,600	¥ 51,400	¥ 34,200
14,000 "	¥ 112,500	¥ 67,500	¥ 45,000
30,000 "	¥ 134,900	¥ 81,000	¥ 53,900
30,000 屯以上	¥ 145,800	¥ 87,500	¥ 58,300

3. 岸壁綱取放料（4 項・南浜ふ頭を除く地区）

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 13,900	¥ 8,400	¥ 5,500
3,000 "	¥ 21,400	¥ 12,800	¥ 8,600
5,000 "	¥ 29,700	¥ 17,800	¥ 11,900
8,000 "	¥ 37,700	¥ 22,600	¥ 15,100
11,000 "	¥ 42,400	¥ 25,500	¥ 16,900
14,000 "	¥ 57,100	¥ 34,300	¥ 22,800
30,000 "	¥ 67,500	¥ 40,500	¥ 27,000
50,000 "	¥ 72,800	¥ 43,700	¥ 29,100
70,000 "	¥ 96,400	¥ 57,800	¥ 38,600

但し、船舶の総屯数 70,000 屯以上は、5,000 屯又はその端数を増す毎に
取金額 5,000 円、放金額 2,500 円を加算する

4. 岸壁綱取放料〔木場金岡ふ頭、弥富ふ頭、飛島ふ頭、鍋田ふ頭、東海元浜ふ頭《日本製鉄を除く》、横須賀ふ頭、北浜ふ頭〕

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 20,400	¥ 12,300	¥ 8,100
3,000 "	¥ 31,400	¥ 18,900	¥ 12,500
5,000 "	¥ 43,900	¥ 26,300	¥ 17,600
8,000 "	¥ 55,500	¥ 33,300	¥ 22,200
11,000 "	¥ 62,600	¥ 37,500	¥ 25,100
14,000 "	¥ 84,300	¥ 50,600	¥ 33,700
30,000 "	¥ 99,800	¥ 59,900	¥ 39,900
50,000 "	¥ 107,200	¥ 64,300	¥ 42,900
70,000 "	¥ 142,400	¥ 85,400	¥ 57,000

但し、船舶の総トン数 70,000 トン以上は、5,000 トン又はその端数を増す毎に
取金額 5,000 円、放金額 2,500 円を加算する

備考

- (1) 時間外作業
6時から8時まで 50%
" 17時から22時まで 50%
" 22時から6時まで 100%
日曜日、祝祭休日 50%
の金額を各項の料金に加算する。
但し時間外作業で綱取時間の6時・17時は50%、22時は100%、綱放時間の6時は100%、
8時・22時は50%を適用する
- (2) 潮見ふ頭及びE1・S3・S4・S5岸壁に於ける総屯数8,000屯未満の本船の綱取放作業で綱取船を
使用した場合は、別途7,000円を加算した額を基本料金とする。
- (3) 本船より特別に綱取船の使用依頼があった際は、3項地区では別途17,000円、4項地区では別
途28,000円を加算した額を申し受ける。
また、綱取船2隻使用時における2隻目については、全ての地区で上記に加え、別途40,000円
を加算した額を申し受ける。
- (4) 繋船又は離船のため、作業現場へ到達した時に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は各
項の当該作業料の30%を申し受ける。
- (5) 本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。

◎内航船には別途消費税がかかります。(円未満四捨五入)

日本製鉄岸壁網取放作業料金表

〔令和5年4月1日改正〕

(自 7 時 至17時)

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 13,500	¥ 8,100	¥ 5,400
3,000 "	¥ 20,800	¥ 12,400	¥ 8,400
5,000 "	¥ 29,100	¥ 17,400	¥ 11,700
8,000 "	¥ 36,500	¥ 21,900	¥ 14,600
11,000 "	¥ 41,400	¥ 24,900	¥ 16,500
14,000 "	¥ 55,400	¥ 33,200	¥ 22,200
30,000 "	¥ 66,100	¥ 39,600	¥ 26,500
50,000 "	¥ 71,100	¥ 42,700	¥ 28,400
100,000 "	¥ 94,200	¥ 56,500	¥ 37,700
120,000 "	¥ 115,000	¥ 69,000	¥ 46,000

但し、船舶の総トン数 120,000 トン以上は、5,000 トン又はその端数を増す毎に
取金額 5,000 円、放金額 2,500 円を加算する

備考

- | | | | |
|-----------|------------|------|------------------|
| (1) 時間外作業 | 6時から8時まで | 50% | }の金額を各項の料金に加算する。 |
| 〃 | 17時から22時まで | 50% | |
| 〃 | 22時から6時まで | 100% | |
| 日曜日、祝祭休日 | | 50% | |

但し時間外作業で綱取時間の 6 時・17 時は 50%、22 時は 100%、綱放時間の 6 時は 100%、8 時・22 時は 50%を適用する

- (2) 本船より特別に綱取船の使用依頼があった際は、別途 17,000 円を加算した額を申し受ける。
また、綱取船 2 隻使用時における 2 隻目については、上記に加え、別途 40,000 円を加算した額を申し受ける。
- (3) 繋船又は離船のため、作業現場へ到達した時に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は各項の当該作業料の 30%を申し受ける。
- (4) 本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。

◎内航船には別途消費税がかかります。(円未満四捨五入)

出光興産愛知事業所 南浜ふ頭岸壁綱取放作業料金表

[令和7年4月1日改正]

1. 岸壁綱取放料（南浜ふ頭（南四区）－K 5を除く）

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 22,000	¥ 13,000	¥ 9,000
3,000 "	¥ 33,000	¥ 20,000	¥ 13,000
5,000 "	¥ 45,000	¥ 27,000	¥ 18,000
8,000 "	¥ 58,000	¥ 35,000	¥ 23,000
11,000 "	¥ 65,000	¥ 39,000	¥ 26,000
14,000 "	¥ 85,000	¥ 51,000	¥ 34,000
30,000 "	¥ 100,000	¥ 60,000	¥ 40,000
50,000 "	¥ 107,000	¥ 64,000	¥ 43,000
70,000 "	¥ 142,000	¥ 85,000	¥ 57,000

但し、船舶の総屯数 70,000 屯以上は、5,000 屯又はその端数を増す毎に
取金額 5,000 円、放金額 2,500 円を加算する

2. 岸壁綱取放料（南浜ふ頭（南四区）－K 5）

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 24,000	¥ 14,000	¥ 10,000
3,000 "	¥ 37,000	¥ 22,000	¥ 15,000
5,000 "	¥ 52,000	¥ 31,000	¥ 21,000
8,000 "	¥ 65,000	¥ 39,000	¥ 26,000
11,000 "	¥ 74,000	¥ 44,000	¥ 30,000
14,000 "	¥ 95,000	¥ 57,000	¥ 38,000
30,000 "	¥ 113,000	¥ 68,000	¥ 45,000
50,000 "	¥ 121,000	¥ 73,000	¥ 48,000
70,000 "	¥ 160,000	¥ 96,000	¥ 64,000

但し、船舶の総屯数 70,000 屯以上は、5,000 屯又はその端数を増す毎に
取金額 5,000 円、放金額 2,500 円を加算する

備 考

(1) 時間外作業	6時から8時まで	50%	} の金額を各項の料金に加算する。
〃	17時から22時まで	50%	
〃	22時から6時まで	100%	
日曜日、祝祭休日		50%	
年末年始(12月30日～1月3日)		50%	

但し時間外作業で綱取時間の6時・17時は50%、22時は100%、綱放時間の6時は100%、8時・22時は50%を適用する。

- (2) 綱取船を使用した場合は、別途8,000円を加算した額を基本料金とする。(K5を除く)
- (3) K5において、綱取船を使用した場合は、別途1隻当たり58,000円を加算した額を基本料金とする。
- (4) 着(離)栈時に押船を1回(1時間以内)使用した場合、別途1隻当たり35,000円を加算した額を基本料金とする。
 - ・バースシフト(一旦錨地で仮泊した場合を除く)に於ける使用時は、先のバースの離栈から次のバースへの着栈までを1回とする。
- (5) 警戒船を使用した場合は、別途1隻当たり20,000円を加算した額を基本料金とする。
- (6) 繋船又は離船のため、作業現場へ到着した時に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は各項の当該作業料の30%を申し受ける。
- (7) 本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。

◎内航船には別途消費税がかかります。(円未満四捨五入)

◎ ACマリン株式会社

(令和7年9月1日実施)

1. 岸壁綱取放料(北浜ふ頭(南三区) J-7~9、同16~19)

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 20,900	¥ 12,500	¥ 8,400
3,000 "	¥ 32,200	¥ 19,300	¥ 12,900
5,000 "	¥ 45,100	¥ 27,100	¥ 18,000
8,000 "	¥ 57,000	¥ 34,200	¥ 22,800
11,000 "	¥ 64,200	¥ 38,500	¥ 25,700
14,000 "	¥ 82,700	¥ 49,600	¥ 33,100
30,000 "	¥ 98,000	¥ 58,800	¥ 39,200
50,000 "	¥ 105,200	¥ 63,100	¥ 42,100
50,000 屯以上	¥ 139,900	¥ 83,900	¥ 56,000

備 考

- (1) 時間外作業
- | | | |
|---------------------------|------|------------------|
| 6時から8時まで | 50% | }の金額を各項の料金に加算する。 |
| 17時から22時まで | 50% | |
| 22時から6時まで | 100% | |
| 雨、雪、荒天作業 | 50% | |
| 日曜、祝祭休日、年末年始(12月31日~1月3日) | 50% | |
- 但し時間外作業で綱取時間の6時・17時は50%、22時は100%、綱放時間の6時は100%、8時・22時は50%を適用する

- (2) 岸壁綱取放し料における3,000トン未満の本船の綱取り作業での綱取船料金については別途協議する。
- (3) 繋船または離船のため、作業現場へ到達した時に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は各項の当該作業料の30%を申し受ける。
- (4) 船型により船側要請に基づき船側負担での綱取りボートを手配する。
- (5) 本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。

◎内航船には別途消費税がかかります。(円以下四捨五入)

◎ 知多棧橋管理株式会社

(平成9年1月1日改正)

1. 岸壁綱取放料 (南浜ふ頭 (南四区) - L 1、L 2)

総 屯 数	基 本 料 金	内 訳	
		取 金 額	放 金 額
1,000 屯未満	¥ 20,900	¥ 12,500	¥ 8,400
3,000 "	¥ 32,200	¥ 19,300	¥ 12,900
5,000 "	¥ 45,100	¥ 27,100	¥ 18,000
8,000 "	¥ 57,000	¥ 34,200	¥ 22,800
11,000 "	¥ 64,200	¥ 38,500	¥ 25,700
14,000 "	¥ 82,700	¥ 49,600	¥ 33,100
30,000 "	¥ 98,000	¥ 58,800	¥ 39,200
50,000 "	¥ 105,200	¥ 63,100	¥ 42,100
50,000 屯以上	¥ 139,900	¥ 83,900	¥ 56,000

2. 割増料金

時間外作業	6時から8時まで	50%	} の金額を各項の料金に加算する。
"	17時から22時まで	50%	
"	22時から6時まで	100%	
雨、雪、荒天作業		50%	
日曜、祝祭休日、年末年始 (12月31日～1月3日)		50%	

但し時間外作業で綱取時間の6時・17時は50%、22時は100%、綱放時間の6時は100%、8時・22時は50%を適用する

3. 消費税

消費税は、法令の定めるところにより、本料金表に記載される各料金に対し、別途申し受ける。

4. その他

- (1) 繋船又は離船のため、作業現場へ到達した時に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は各項の当該作業料の30%を申し受ける。
- (2) 本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。